

横浜市立大学医学部医学科・大学院医学研究科医科学専攻 FD・SD 委員会規程

制 定 平成 21 年 12 月 18 日

最近改正 令和 5 年 2 月 1 日

(目的)

第 1 条 横浜市立大学医学部医学科・医学研究科医科学専攻 FD・SD 委員会（以下、「FD・SD 委員会」という。）は、横浜市立大学医学部医学科（以下、「医学科」という。）及び大学院医学研究科医科学専攻（以下、「医科学専攻」という）における教育能力の開発や向上を主たる目的とした取組（Faculty Development（以下、「FD」という。）及び教職員を対象とした必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための取組（Staff Development（以下、「SD」という。）を推進することを目的とする。また、医学部看護学科及び大学院医学研究科看護学専攻と連携した医学教育に関わる課題の解決に係わることを目的とする。

(所掌事項)

第 2 条 FD・SD 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- 1 FD の実施に向けた企画・立案・実施・評価に関すること
- 2 医学部看護学科及び大学院医学研究科看護学専攻と連携した医学教育に関わる課題の解決に係わること
- 3 その他 FD に係ること
- 4 SD に係ること

(構成)

第 3 条 FD・SD 委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- 1 医学教育推進部門長
- 2 医学教育推進部門長が指名する医学科専任教員
- 3 医学教育推進課
- 4 人事課

(任期)

第 4 条 FD・SD 委員会の委員の任期は 1 年とする。ただし、再任を妨げない。委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の在任期間とする。

(開催)

第 5 条 医学教育推進部門長は FD・SD 委員会を掌理する。

- 1 FD・SD 委員会は委員の過半数の出席をもって成立する。
- 2 医学教育推進部門長に事故などがあるとき又は医学教育推進部門長が欠けたときは、FD・SD 委員会がその職務を代行する。
- 3 FD・SD 委員会は、年間を通じたスケジュールに基づいて開催する。但し、医学教育推進部門長は、必要に応じて臨時に開会又は休会にすることができる。

(関係者の出席)

第 6 条 医学教育推進部門長は必要があると認めるときは、委員会に関係者の出席を求め、その意見または説明を聞くことができる。

(庶務)

第7条 FD・SD委員会の庶務は、医学教育推進課及び人事課において処理する。

(議事録)

第8条 議事録は、FD・SD委員会および専門職連携教育部会での検討内容を簡潔に整理して、FD・SD委員会に提出し、その承認を得た後、保管するものとする。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、FD・SD委員会の運営に関して必要な事項は、医学教育推進部門長が、FD・SD委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成21年12月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和5年規程第4号）

この要綱は、令和5年2月1日から施行する。